



平成 24 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長
兼最高経営責任者(CEO) 長倉統己
(コード：3647 東証マザーズ)
問合せ先 経営管理本部長 矢野浩司
(TEL. 03-3796-0650)

主要株主、主要株主である筆頭株主の異動及び支配株主（親会社を除く。）の異動並びに親会社の異動に関するお知らせ

平成24年12月14日の取締役会にて、当社の主要株主である筆頭株主の佐藤辰夫氏から市場外での株式譲渡を承認して欲しい旨の要請を受け、検討した結果これを承認する決議をしたことから、主要株主又は主要株主である筆頭株主及び支配株主（親会社を除く。）並びに親会社が平成24年12月17日付で異動する予定となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

当社は平成 23 年 5 月 30 日付の「第三者割当により発行される新株式の募集及び主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」において佐藤辰夫氏に普通株式 32,000,000 株を第三者割当にて発行する旨お知らせしており、平成 23 年 6 月 16 日付で第三者割当による新株式発行の払込み完了に伴い、佐藤辰夫氏が当社の主要株主である筆頭株主となっております。

本新株発行にともない、佐藤辰夫氏とは、短期での売買を目的としてはおらず、当社グループの経営の安定と収益性の向上を支援し、中長期的視点に立った事業価値の向上を目指すことを投資方針とした純投資であり、当社株式を 2 年以上中長期的に保有する方針である旨を引受契約において定めております。

また、払込期日から 2 年間は引受新株の全部または一部を、当社からの要請による市場外での譲渡を除いて、譲渡その他の方法により処分することについて、処分した株数に一株当たり払込金額を乗じた金額を違約金として当社に支払う旨を引受契約に定めております。

この度、佐藤辰夫氏から保有する株式を株式会社エスアンドピーへ譲渡することについて承認して欲しい旨の要請がありました。

なお、譲渡する際には当社と佐藤辰夫氏が平成 23 年 6 月 15 日に締結した引受契約の内容を継承して譲渡したいとの申し入れがありました。

株式会社エスアンドピーは、佐藤辰夫氏が創業し近親者（配偶者及び子女）が株式の 87.25%を保有し、佐藤辰夫氏及び近親者の資産管理を行っており、広告代理店業等も行っている会社であります。

当社として検討した結果、譲渡先は佐藤辰夫氏の近親者（配偶者及び子女）が株式の 87.25%を保有し、実質的には佐藤辰夫氏が支配する会社でもあり、株式の取得資金は佐藤辰夫氏からの借入金を充当させるとのことから、実質的な支配株主は変更ないこと、引受契約の内容が継承されること、開示対象となる非上場の親会社に該当するため譲渡先の状況を把握できること、市場外取引であるため株価にも影響を及ぼさないことから、当社の経営体制及び業績に与える影響はないと判断し、違約金を徴求することなく譲渡することを承認いたしました。

なお、当社取締役である佐藤辰夫氏は利害関係人であるため、本取締役会の決議には参加しておりません。

なお、佐藤辰夫氏は当社議決権の50%超を所有しており、譲渡先の株式会社エスアンドピーは佐藤辰夫氏の近親者が87.25%の株式を所有していることから、本取引は金融商品取引法第27条の2第1項ただし書きおよび同施行令第9条第3項及び第4項に規定される特別関係者から行う株券等の買付けとなり、公開買付けの適用対象外となります。

2. 譲渡先について

本株式の譲渡に関し、当社は譲渡先及び譲渡先の関係者（株主及び役員）が反社会的勢力でない旨を第三者による調査（平成23年5月10日付）にて確認しております。その後も現在に至るまで、譲渡先の関係者（株主及び役員）と当社代表取締役長倉統己と十数回にわたる面談を行っておりますが、状況の変化はないことを確認しており、譲渡先から反社会的勢力でない旨の確認書を受領しております。

なお、譲渡先は、当社が定める割当先の選定基準に照らした場合、以下のとおりすべての選定基準を満たしていると判断しております。

①当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。

譲渡先は、当社の取締役である佐藤辰夫氏が実質的に支配する会社であり、当社グループの財務状況を把握するとともに、当社子会社である株式会社SBYの強化を軸とした事業の積極的拡大の必要性、またそれを実践するための現経営陣の必要性を理解し、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本株式については、純投資として中長期の保有方針であるとのことから選定基準を満たしていると判断しております。

②高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。

譲渡先は、当社の取締役である佐藤辰夫氏が実質的に支配する会社であり、譲渡先代表取締役山田勇次郎氏と当社代表取締役長倉統己との複数回の直接面談において、高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

③法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。

譲渡先は、当社の取締役である佐藤辰夫氏が実質的に支配する会社であり、譲渡先代表取締役山田勇次郎氏と当社代表取締役長倉統己との複数回の直接面談において、法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

④払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。

当社は、譲渡先の本株式の取得に要する財産につき、佐藤辰夫氏からの借入金を充当する旨を確認していることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑤当社との緊密な連絡体制を構築できること。

譲渡先は、当社の取締役である佐藤辰夫氏が実質的に支配する会社であり、譲渡先代表取締役山田勇次郎氏と当社代表取締役長倉統己との間で直通の電話及びメールが開設され緊密に連絡を取り合えるとともに、複数回の直接面談を行っていることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑥実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当先であること

譲渡先は、当社の取締役である佐藤辰夫氏が実質的に支配する会社であり、純投資を目的としているため実行可能な事業シナジーはないものの、中長期の保有方針であるとともに売却の際は市場への影響を常に留意する方針とのことから選定基準を満たしていると判断しております。

⑦特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。

当社は、譲渡先から暴力団等反社会勢力と関係している事実がない確認書を受領しているとともに、当社のインターネット等による独自調査でもなんら問題は確認できず、また第三者機関による同社ならびに同社関係者（株主及び役員）についての調査結果（平成 23 年 5 月 10 日付）からも、反社会勢力と一切の関連が無いことを確認していることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑧割当先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。

譲渡先は、本株式の取得に伴い、当社と佐藤辰夫氏が平成 23 年 6 月 15 日に締結した引受契約のすべての内容を継承するため、第三者へ譲渡を行う場合には、事前に当社の承諾の上で行うという義務も継承していることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑨割当先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上の主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

譲渡先は、当社の取締役である佐藤辰夫氏が実質的に支配する会社であり、譲渡先代表取締役山田勇次郎氏及び同社関係者と当社代表取締役長倉統己との複数回の直接面談において、①～⑧のすべての基準を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

3. 当該株主の名称等

(1) 新たに主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社となる会社の概要

(1) 名称	株式会社エスアンドピー	
(2) 本店所在地	愛知県名古屋市長区上社四丁目 44 番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山田勇次郎	
(4) 事業内容	広告代理業、損害保険代理業、投資業	
(5) 資本金	20 百万円（平成 24 年 11 月 30 日現在）	
(6) 設立年月日	昭和 54 年 8 月 2 日	
(7) 純資産	△3 百万円（平成 24 年 3 月 31 日現在）	
(8) 総資産	438 百万円（平成 24 年 3 月 31 日現在）	
(7) 従業員	9 名（平成 24 年 11 月 30 日現在）	
(8) 大株主及び持株比率	佐藤圭子（佐藤辰夫氏子女） 71.50%、 佐藤広子（佐藤辰夫氏配偶者） 15.75% その他 個人 12.75%	
(9) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当該異動後、当社株式の 60.46%（持株比率）を保有することとなります。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また当該会社は当社の取締役である佐藤辰夫氏が創業者であり、同氏の近親者（配偶者及び子女）が当該会社の大株主となっています。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また当該会社は当社の取締役である佐藤辰夫氏が創業者であり、同氏及び同氏の近親者（配偶者及び子

		女)の資産管理会社となっています。
	関連当事者への 該当状況	当該異動後、開示対象となる非上場の親会社等(その他の関係会社)に該当することとなります。

(2) 新たに主要株主、主要株主である筆頭株主及び支配株主(親会社を除く。)でなくなる株主の名称等の概要

名称	佐藤辰夫
住所	愛知県名古屋市熱田区
上場会社と当該株主の関係	資本関係につきましては、当該異動後、佐藤辰夫氏の近親者が87.5%の株式を保有する株式会社エスアンドピーが当社株式の60.4%(持株比率)を保有し、新たに主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社となります。 人的関係につきましては、佐藤辰夫氏は当社の社外取締役であります。 取引関係につきましては、佐藤辰夫氏が筆頭株主である有限会社ブレーン(直接持分比率58%、二親等以内の合算持分比率88%)とコミットメント契約並びに金銭消費貸借契約を締結しております。 また、当社の関係者及び関係会社と佐藤辰夫氏並びに佐藤辰夫氏の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

4. 当該株主の所有株式数、議決権の数及び総株主の数に対する割合

(1) 株式会社エスアンドピー

	属性	所有株式数、議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (平成24年12月14日現在)	—	0株 0個 (—%)	0株 0個 (—%)	0株 0個 (—%)	—
異動後	主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社	31,840,000株 318,400個 (60.79%)	0株 0個 (—%)	31,840,000株 318,400個 (60.79%)	1位

(2) 佐藤辰夫

	属性	所有株式数、議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (平成24年12月14日現在)	主要株主、主要株主である筆頭株主及び支配株主(親会社を除く。)	32,000,000株 320,000個 (61.09%)	0株 0個 (—%)	32,000,000株 320,000個 (61.09%)	1位
異動後	—	0株 0個 (—%)	31,840,000株 318,400個 (60.79%)	31,840,000株 318,400個 (60.79%)	—

(注) 1. 平成24年12月14日現在の発行済み株式数52,374,951株

2. 大株主の順位につきましては、平成 24 年 8 月 31 日現在の株主名簿に基づいた順位を記載しております。
3. 総株主の議決権の数に対する割合は小数点第 3 位を切り捨てて記載しております。

5. 異動予定年月日

平成 24 年 12 月 17 日（予定）

6. 開示対象となる非上場の親会社の変更の有無

株式会社エスアンドピーは、開示対象となる非上場の親会社に該当することとなります。

7. 今後の見通し

当該異動が当社の経営体制及び業績に与える影響はございません。

また、新たに、主要株主である筆頭株主となる株式会社エスアンドピーからは安定株主として当社株式を長期保有する旨の報告を受けております。

8. その他の異動予定

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、経営陣が当社株式を保有することを検討した結果、佐藤辰夫氏に対して当社代表取締役長倉統己、当社取締役関本敏之、当社経営管理本部長矢野浩司への時価による株式の一部譲渡を要請し、佐藤辰夫氏の同意を得ております。

（参考）

佐藤辰夫氏より当社代表取締役長倉統己、当社取締役関本敏之及び当社経営管理本部長矢野浩司へ譲渡される株式の数は以下の通りとなる予定です。

	所有株式数 (議決権の数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 （3名共通） （平成 24 年 12 月 14 日現在）	0 個 (0 株)	—	—
異動後 長倉統己	1,000 個 (100,000 株)	0.19%	(注) 4
異動後 関本敏之	500 個 (50,000 株)	0.09%	(注) 4
異動後 矢野浩司	100 個 (10,000 株)	0.01%	(注) 4

（注）1. 平成 24 年 12 月 14 日現在の発行済み株式数 52,374,951 株

2. 大株主の順位につきましては、平成 24 年 8 月 31 日現在の株主名簿に基づいた順位を記載しております。
3. 総株主の議決権の数に対する割合は小数点第 3 位を切り捨てて記載しております。
4. 大株主順位が 10 位以下のため記載しておりません。

以上